八街市地域公共交通協議会規約

（目的）

第１条　八街市地域公共交通協議会（以下「協議会」という。）は、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成１９年法律第５９号）第６条第１項の規定に基づく地域公共交通計画（以下「交通計画」という。）の作成及び実施に関し必要な協議等、並びに地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（平成２３年３月３０日付け国総計第９７号、国鉄財第３６８号、国鉄業第１０２号、国自旅第２４０号、国海内第１４９号及び国空環第１０３号）第２条第１項第１号の規定に基づく生活交通確保維持改善計画（以下「改善計画」という。）の作成に関する協議等、並びに道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）及び道路運送法施行規則（昭和２６年運輸省令第７５号）の規定に基づく地域住民の生活に必要な旅客輸送の確保その他の旅客の利便の増進に必要な協議等を行うために設置する。

（事務所）

第２条　協議会の事務所は、千葉県八街市八街ほ３５番地２９　八街市役所内に置く。

（所掌事務）

第３条　協議会は、第１条の目的を達成するため、次の業務を行う。

(1)　交通計画及び改善計画の作成及び変更の協議に関すること。

(2)　交通計画及び改善計画の実施に係る連絡調整に関すること。

(3)　交通計画及び改善計画に定められた事業の実施に関すること。

(4)　交通計画の達成状況の評価に関すること。

(5)　地域の実情に応じた適切な乗合旅客運送の態様に関すること。

(6)　市が運営する有償運送の必要性及び旅客から収受する対価に関すること。

(7)　前各号に掲げるもののほか、協議会の目的を達成するために必要なこと。

（組織）

第４条　協議会は、別表に掲げる委員をもって組織する。

（会長）

第５条　会長は、別表に掲げる委員の互選により定める。

２　会長は、協議会を代表し、その会務を総理する。

（副会長）

第６条　副会長は、別表に掲げる委員のうちから会長が指名する。

２　副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代理する。

（委員の任期）

第７条　委員の任期は、２年とする。ただし、再任を妨げない。

２　第４条の委員のうち、行政機関の職員及び団体の役員が協議会の委員となっている場合の当該委員の任期については、その職にある期間とする。

３　欠員などの事由により新たに委員となった者の任期は、前任者の残任期間とする。

（会議の招集等）

第８条　協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

２　会議の開催場所及び日時は、会議に付議すべき事案とともに、会長があらかじめ委員に通知しなければならない。

（会議の運営等）

第９条　会議の議長は、会長をもって充てる。

２　会議は、委員の過半数の出席がなければ開くことができない。

３　委員は、やむを得ない理由があるときは、あらかじめ会長あてに届出のあった代理人を協議会に出席させることができる。この場合当該代理人には、当該委員と同一の権限を付与するものとする。

４　会議の議事は、委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

５　会議は、原則として公開とする。ただし、会議を公開することにより公正かつ円滑な議事運営に支障が生じると認められる協議については、非公開とする。

６　協議会は、必要があると認められるときは、委員以外の者に対して、資料

を提出させ、又は会議への出席を依頼し、助言等を求めることができる。

７　会議の内容が軽微な場合、又は会議を開催することが困難な場合は、文書による会議とすることができる。

８　前各号に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（協議結果の取扱い）

第１０条　協議会において協議が整った事項について、関係者は、その結果を尊重し、当該事項の誠実な実施に努めるものとする。

（幹事会）

第１１条　協議会に提案する事項について協議又は調整をするため、必要に応じ協議会に幹事会を置くことができる。

２　幹事会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（分科会）

第１２条　第３条各号に掲げる事項について専門的な調査及び検討を行うため、必要に応じて分科会を置くことができる。

２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

（運賃協議分科会）

第１３条　道路運送法（昭和２６年法律第１８３号）第９条第４項の規定に基づき、地域の実情に応じた適切な一般乗合旅客運送の運賃、料金等を協議するため、必要に応じ会議に分科会を置くことができる。

２　分科会の組織、運営その他必要な事項は、別に定める。

（事務局）

第１４条　協議会の業務を処理するため、協議会に事務局を置く。

２　事務局は、八街市総務部企画政策課に置く。

３　事務局に事務局長及び事務局員を置き、会長が定めた者をもって充てる。

４　事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（経費の負担）

第１５条　協議会の運営に要する経費は、負担金、補助金その他の収入をもって充てる。

（監査）

第１６条　協議会に監査委員を２人置き、会長が指名する委員をもって充てる。

２　監査委員は、協議会の出納の監査を行い、その結果を会長に報告しなければならない。

（財務に関する事項）

第１７条　協議会の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

（報償金）

第１８条　協議会は、会議に出席した委員及び第９条第６項の規定により、会議に出席した者に対し、予算の範囲内で報償金を支払うことができる。

２　前項の報償金の額及び支給方法等については、会長が別に定める。

（費用弁償）

第１９条　委員等が協議会等に出席し、又は協議会の職務のため旅行したときは、予算の範囲内でその旅行等について費用弁償として旅費等を支給することができる。

２　前項の規定により支給する費用弁償の額は、会長が必要と認めるものの実費額とする。

（協議会が解散した場合の措置）

第２０条　協議会が解散した場合は、協議会の収支は、解散の日をもって打ち切り、会長であったものがこれを決算する。

（補則）

第２１条　この規約に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この規約は、令和６年１２月２６日から施行する。

（八街市地域公共交通協議会規約の廃止）

２　八街市地域公共交通協議会規約（令和４年９月１９日施行）は、廃止する。

別表

関係条項	委　　員
法第６条第２項第１号	市の職員の中から市長が指名する者
法第６条第２項第２号	一般乗合旅客自動車運送事業者
	一般乗用旅客自動車運送事業者（法人）
	一般乗合旅客自動車運送事業者の事業用自動車の運転者が組織する団体の代表者又はその指名する者
	千葉県バス協会の代表者又はその指名する者
	千葉県タクシー協会の代表者又はその指名する者
	東日本旅客鉄道株式会社千葉支社長又はその指名する者
	印旛土木事務所長又はその指名する者
法第６条第２項第３号	佐倉警察署長又はその指名する者
	地域公共交通の利用者又は市民の代表者
	国土交通省関東運輸局千葉運輸支局長又はその指名する者
	千葉県総合企画部交通計画課長又はその指名する者
	学識経験者
	その他協議会の運営上必要と認める者